

愛・地球博キャラクターデザイン等使用要領

令和7年3月10日
7要領第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人地球産業文化研究所（以下「財団」という。）が所有する2005年日本国際博覧会（以下「愛・地球博」という。）の公式キャラクター（モリゾー・キッコロ）及びマークのデザイン等に係る商標（日本国特許庁に登録されたもの。以下「デザイン等」という。）を使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

第2章 審査基準

(使用申請基準)

第2条 デザイン等の使用については、以下に該当する場合とし、あらかじめ財団に申請を行い、許諾を得ることとする。

- 一 国、地方公共団体、学校法人及び公益法人等が非営利事業に使用する場合並びに報道機関が報道目的に使用する場合 次のいずれかの内容に該当していること
 - ア 環境教育プログラム
 - イ 自然再生・環境保護のための活動
 - ウ 環境問題に関する意識啓発
 - エ 愛・地球博の開催を記念又は想起させるもの
 - オ その他これらに類すると認められるもの
- 二 日本の企業又は団体であつて、その事業活動に問題がないと認められる者（以下「企業等」という。）が、商品（その包装材を含む。）、サービスの提供、企業活動、景品、広告に使用する場合 前号ア～オのいずれかの内容に該当していること。

(審査基準)

第3条 財団は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると判断した場合には、デザイン等の使用を許諾しないこととする。

- 一 愛・地球博の理念継承発展に資すると認められないおそれがある場合
- 二 デザイン等の使用目的が明らかでない場合
- 三 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがある場合
- 四 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合

- 五 不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
- 六 品質、性能等に関して客観的な効用が明らかでない場合
- 七 商品販売又は景品若しくは広告等の頒布先が明らかでない場合
- 八 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 九 他者の利益を害する又は他者の商品等と誤認若しくは混同を生じさせるおそれがある場合
- 十 愛・地球博若しくはモリゾー・キッコロ又は財団のイメージ等を損なうおそれがある場合
- 十一 その他、デザイン等の使用を許諾することが適当でないと思われられる場合

第3章 申請手続

(使用申請)

第4条 デザイン等の使用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の申請書等を財団に提出する。ただし、財団が認めた場合には、三及び四の資料を省略することができる。

- 一 別に定める様式による「デザイン等使用申請書」 1通
 - 二 デザイン等の使用形態及び企画内容を説明したもの 1通
 - 三 申請者の事業概要がわかる資料 1通
 - 四 その他、財団が必要とする資料 1通
- 2 申請に当たっては、別に定めるデザインマニュアルに従うものとする。
- 3 財団は、提出された申請書等を申請者に返却しないものとする。

(使用の許諾)

第5条 財団は、審査の結果、デザイン等の使用許諾を行うときは、使用許諾書を申請者に交付する。

- 2 前項の使用許諾書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が、デザイン等を使用する際の使用料は無償とする。
- 3 財団は、使用者に対して、使用状況の報告を求めることがある。
- 4 財団は、使用許諾を行った場合でも、法令若しくはこの要領に抵触するおそれがあるとき又は抵触していると認められるときは、許諾を取り消すことがある。

第4章 申請及び許諾に関する諸条件

(費用)

第6条 財団は、使用許諾の申請に要する費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(許諾の有効期間)

第7条 使用許諾の有効期間は、使用開始の日から原則として最長1年とする。

(使用の非独占性等)

第8条 この要領による使用許諾は、使用者が自己の商標やデザインとするなど独占して使用する権利を付与するものではない。また、許諾することによって、財団が使用者又は使用対象となる活動若しくは商品等を推奨するものではない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許諾された内容どおりに使用し、変更する場合には、あらためて使用申請をすること。ただし、軽微な変更であると財団が認めた場合はこの限りでない。
- 二 愛・地球博若しくはモリゾー・キッコロ又は財団のイメージを損なうことのないよう、各種法令を遵守するとともに、環境保護、安全性、品質等について十分な配慮をすること。
- 三 商標の権利が財団に属するものであることがわかるように表示等を行うこと。
- 四 許諾された使用の権利の譲渡、転貸、承継又は担保差し入れ等を行わないこと。
- 五 財団が、使用状況について報告を求めた場合は、誠実に対応すること。
- 六 使用許諾を取り消された場合には、デザイン等の使用停止、商品等の回収等速やかに適切な措置を講ずること。

第5章 雑則

(賠償責任等)

第10条 財団は、使用の許諾又は許諾しないこと若しくは許諾の取り消しによって申請者又は使用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わない。

- 2 申請者又は使用者は、第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い、財団に影響を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 申請者又は使用者は、故意又は過失により財団に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を財団に賠償しなければならない。

(特約等)

第11条 財団は、申請者の了解を得て、又は申請者の要望に基づいて合理的な理由があると認められるときは、許諾書に特約事項を付することがある。この場合、特約の事項がこの要領に定める規定に優先する。

(事務)

第12条 この要領に関する事務は、財団のモリコロライセンスセンターが行う。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、デザイン等の取扱いについて必要な事項は、財団が別に定め又は財団が指示するものとする。

附 則

第1条 この要領は令和7年3月25日以降に申請するものに適用する。

第2条 愛・地球博キャラクター・マーク等有償使用権許諾要領(20要領第1号)は、令和7年3月25日にこれを廃止する。ただし、この要領の適用日前に使用の許諾を受けていたものは、当該許諾書は有効とし、使用料については従前のおりとする。